○総務省告示第三号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月九日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

第一号の表を次のように改める。

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	A三E　五、九一〇 A三E　五、九七五 A三E　六、一四〇	午前一時から午前二時まで
		A三E　五、九一〇 A三E　五、九八五 A三E　六、一四〇	午後十時三十分から午後十一時三十分まで

○外務省告示第七号

平成二十五年十二月十五日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十六年一月九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五百四十一億六千八百万円（五四、一六八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずくこの書簡の付表3欄、付表4欄及び付表5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ベトナムの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してベトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためベトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ベトナム社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してベトナム社会主義共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

8　ベトナム社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びベトナム社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月十五日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ブイ・クアン・ヴィン閣下

付表

1	2	3		4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）		償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　ダニム水力発電所増設計画	七十五億千五百万円	一・四	〇・〇一	十年の据置期間の後二十年	七年
		コンサルタントに対する支払部分			